

令和6年第3回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年3月5日（火） 開会 午後1時30分
閉会 午後3時50分

2. 場 所 東区役所5階 講堂

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員
なし

6. 議事録署名者
7番 浅元 恒夫 8番 岩重 隆弘

7. 職務のため出席した事務局職員
事務局長 大畦 裕之 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 事 山崎 智晴
主任技師 小林 孝次

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について
- (5) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- (6) 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- (7) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

- ・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

- ・その他

- (1) 再弁明書の提出について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和6年第3回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐南区佐東地区、武内推進委員、安佐南区沼田地区、野稻推進委員、安佐北区白木地区、佐々木推進委員、安佐北区白木地区、世羅推進委員よろしくお願いいたします。

本日の欠席はおりません。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。7番、浅元委員、8番、岩重委員お願いします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、9件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の9件について説明します。議案の3ページ、4ページをご覧ください。

1番は、譲渡人から作業委託を受けて耕作していた譲受人が、申請地を譲り受けて新規就農するものです。引き続き水稻をする旨の営農計画書が添付されています。

2番は、譲受人が申請地を譲り受けて牧草を栽培し、ヤギの飼料とする計画でイタリアンライグラスを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

3番は、譲受人が申請地を譲り受けて新規に就農するものです。ウメ、カキ、サクランボ等の果樹に加え、一部で野菜を作付けする旨の営農計画書が添付されています。

4番、8番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

5番は、相続時に兄弟で分けていた農地を、申請地近くに住む譲受人へ譲り渡すものです。

6番は、譲受人が申請地の一部で耕作をしていることから、祖母から生前贈与を受けて新規就農するものです。ダイコン、ハクサイ、タマネギを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

7番は、高齢で所有地の一括処分を考えていた譲渡人と、果樹栽培や農業をするためにまとまった農地を探していた譲受人の条件が一致したもので、申請地を取得し、新規就農するものです。オリーブ、ブルーベリー、キウイ、ネギ、トマトを作付けする旨の営農計画書が添付されています。

9番は、譲受人の田に隣接した申請地は、畦や田の一部であり、譲受人が取得することで耕作の利便性が向上するものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の9件の説明を終わります。

議 長

議案第 1 号について、担当委員の意見を伺います。

1 番、2 番、岩重委員。

岩重委員

8 番の岩重です。1 番、2 番について説明します。2 月 1 9 日に己斐委員、事務局職員 2 名と現地の確認を行いました。

1 番の申請地は、以前から譲受人が耕作されている農地で、毎年水稻を栽培されております。この申請は問題ないと思います。

2 番については、申請地はきれいに管理されておりました。譲受人の自宅前にあり、休日等を利用して管理を行い、牧草を栽培し、肥育農家へ供給されるということで、この申請も問題ないと思います。

議 長

3 番、下谷委員。

下谷委員

9 番の下谷です。3 番の案件について、2 月 1 9 日、佐藤委員、事務局職員 2 名と現地調査を行いました。事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議 長

4 番、谷口委員。

谷口委員

1 3 番の谷口です。4 番の案件につきまして、2 月 1 9 日に舩木委員、事務局職員とで現地を確認しております。現地は長年休耕状態が続いておりましたが、1 年に 1 回草刈りなど保全管理されており、耕作はできますので、問題はないと思います。

議 長

5 番、6 番、河野委員。

河野委員

1 5 番の河野です。2 月 1 6 日に事務局職員と現地調査を行いました。山縣委員は後日調査に行っておられます。5 番は、譲渡人が譲受人に持分を贈与するもので、譲受人の持分が 4 分の 3 になります。ハクサイなどの野菜が植えてありました。

6 番に関しましては、新規就農者で、現地を確認したところ、すでにダイコン、ハクサイ、タマネギ等が耕作されておりました。別に問題はありません。

議 長

7 番、8 番、山縣委員。

山縣委員

16 番の山縣です。この 2 件は 2 月 16 日に河野委員及び事務局職員 2 名で調査されましたが、私は当日都合が悪かったため 2 月 22 日に現地調査しました。

7 番について説明します。申請地は休耕地及び畑となっていました。譲渡人が高齢のため耕作できなくなり、譲受人が新規就農し、オリーブ、ブルーベリー、キウイ、ネギ、トマト等を栽培するため所有権移転するもので、問題はありません。

次に 8 番について説明します。申請地は畑として管理されています。譲渡人が相続で申請地を取得されましたが、維持管理が困難なため、兄である譲受人に贈与し、経営規模拡大するものです。問題ありません。

議 長

9 番、児玉委員。

児玉委員

19 番の児玉です。去る 2 月 20 日に奥田委員、事務局職員 2 名で現地を確認しました。譲受人の田の一部が今回の申請地で、田と畦になっていますので、譲受人に所有権移転されても問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、9 件を許可することに決定します。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について 1 件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請1件について説明します。議案の5ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を、建築資材等の資材置場として利用しようとするものです。申請地は、当初市街化区域であったため、転用届出の手続きを行いましたが、宅地造成等規制法の許可申請に際し、申請地の一部が調整区域に指定されたことが判明し、改めて4条許可申請されたものです。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。本案件は、本総会で承認されますと、宅地造成等規制法の許可に合わせ、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、担当委員の意見を伺います。1番、山本委員。

山本委員

4番の山本です。2月16日に事務局職員の方と現地を確認しました。先ほど説明があったとおり、今回の申請は、譲受人が当時市街化区域であった土地を農地法5条の届出により購入されたのですが、所有権移転した後、令和4年12月に土地の一部が市街化調整区域に指定されたため、この度農地法第4条により、転用申請されたものです。現地は休耕中、周辺に農地はなく、転用による農地への影響はないと思われます。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、1件を宅地造成等規制法の許可に合わせ、農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について37件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の37件について、説明いたします。議案の6ページから13ページをご覧ください。

1番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、譲受人が経営する印刷会社の倉庫として利用しようとするものです。

2番は、雑種地への転用事案で、共有物件である申請地につき譲受人が民事訴訟を提起し、和解が成立したため、譲受人の単独申請により単有とし、駐車場として利用しようとするものです。

3番、17番及び18番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

4番から8番は、雑種地及び宅地への転用事案で、仮設ハウスの販売及びリース業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、駐車場、仮設ハウス置場、倉庫、事務所として利用しようとするものです。

9番は、雑種地への転用事案で、運送業を営む譲受人が、申請地を借り受け、業務用トラックの駐車場として利用するものです。

10番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接する譲受人が取締役を務める土木建築会社の従業員用駐車場として利用しようとするものです。

11番は、雑種地への転用事案で、譲受人の社宅駐車場と隣接農地との境界が現状と相違していたため、境界を現状に合わせる目的で双方の土地を分筆し、所有権を移転するものです。このため、申請地は既に駐車場の一部となっています。

12番は、宅地への転用事案で、塗装業を営む譲受人が、申請地を借り受け、倉庫、駐車場及び資材置場として利用しようとするものです。

13番は、用悪水路への転用事案で、申請地は譲受人が令和5年10月6日付けで農地法第5条許可を受けて貸ガレージ用倉庫として利用している土地に隣接する水路で、当該部分の水路管理者を譲受人に移管するものです。

14番から16番は、宅地への転用事案で、鉄工業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、精密金属加工場及び事務所棟並びに駐車場として利用しようとするものです。

19番は、雑種地への転用事案で、申請地に地上権を設定し、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

20番は、宅地及び雑種地への転用事案で、不動産業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、併せて取得する宅地に隣接する申請地については道路からの進入路を整備し、当該道路を挟んで向かい側に位置する申請地については駐車場及び資材置場として利用しようとするものです。

21番は、宅地への転用事案で、申請地を借り受け、農家住宅を建築しようとするものです。

22番から36番は、不動産業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、宅地造成を行うものです。

本件は、宅地の造成のみを行う事業ですが、本市において令和5年2月2日付けで地区計画が決定されており、開発許可を受けて住宅又はこれに附随する施設の用に供される土地を造成するため農地等を転用する場合においては、宅地の造成のみを行う事業であっても、例外として認められる場合に該当するものと思われます。

37番は、雑種地への転用事案で、土木工事業を営む譲受人が、申請地を借り受け、資材置場及び駐車場として利用しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

また、1番、3番から8番、10番及び14番から20番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が15番及び16番については令和4年8月19日に、それ以外は本年2月29日付けでされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

9番、11番及び13番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、9番については申請書に始末書を添付させています。

なお、11番については境界整理により判明したものであり、13番については、灌がい用排水路等が農業用施設であり転用許可を要しないものであるため、始末書の添付を求めています。

4番から8番、14番から18番、22番から36番を除く12件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

4番から8番、14番から18番、22番から36番は、いずれも農地面積が30aを超える案件であり、本総会で承認されますと、3月18日に開催される広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たうえで、4番から8番、17番及び18番については農業委員会の会長名で許可することとなります。

なお、14番から16番については、広島県土砂の適正処理に関する条例の許可を要する案件であり、22番から36番については、都市計画法による開発許可を要する案件であるため、先ほど述べました広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たことに加え、これらの許可がされたことを確認したうえで、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。

1番、浅元委員。

浅元委員

7 番の浅元です。1 番の申請については農振除外の案件として、昨年 9 月 21 日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。申請地のすぐ近くに申請者が代表を務める法人の工場があり、倉庫が手狭になったため、倉庫用地が必要となりました。このため、工場からの距離、搬入搬出時の車両の利便性が最適な場所である当該申請地を譲り受け、小規模の倉庫 9 棟を設置、連結して建設し、紙類、製品類等を保管利用しようとするものです。周辺農地等への影響もないことから、特に問題はないと思います。

議 長

2 番、岩重委員。

岩重委員

8 番の岩重です。2 番について説明します。2 月 19 日に事務局職員 2 名と現地確認を行いました。申請地は譲受人の実家近くにあり、家庭菜園をされていた痕跡がありました。譲受人が取得後は、自家用車等の駐車スペースとして利用されるということです。周辺農地への影響はないと思いますので、申請は問題ないと思います。

議 長

3 番から 10 番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。3 番から 10 番の意見を述べさせていただきます。

3 番は、令和 5 年 9 月 20 日に農振除外の案件で、事務局職員 2 名とで現地調査を行いました。令和 6 年 2 月 23 日に改めて確認に行っています。譲渡人と偶然ご自宅前で会い、一緒に現地確認をしました。この農地は保全されており、日照も良く、太陽光発電用地として最適と思われます。設置することによる隣接する農地への影響はないものと思われます。

続きまして、4 番から 8 番の関連案件ですが、令和 5 年 8 月 17 日に農振除外の案件で事務局職員 2 名と現地調査しています。この申請後、先月 23 日に再度現地確認に行きましたが、農振除外の現地確認の時と現状は変わっていませんでした。この申請につきまして、問題はないと思います。

9 番は、先月 2 月 19 日に事務局職員 2 名と現地の調査を行っています。申請地は県道沿いに位置しており、譲受人が借り受け駐車場としてトラック 3 台を置く案件です。事務局から説明がありましたが、始末書が添付されております。駐車場として利用することによる周辺農地等に影響はなく、この申請について異議はありません。

続きまして 10 番、令和 5 年 9 月 12 日に事務局職員 2 名と現地の調査を行

っています。この申請地は、旧県道に面しており、自社の従業員の駐車場として使用する申請です。周辺には農地もなく、駐車場として利用することに異議はありません。

議 長

1 1 番、沼田委員。

沼田委員

1 2 番、沼田です。1 1 番は事務局から説明のとおり、数十年前から駐車場として利用していますので問題ないと思います。

議 長

1 2 番、1 3 番、船木委員。

船木委員

1 4 番、船木です。1 2 番、1 3 番については、2 月 1 9 日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。

1 2 番は、譲受人が、現在安佐町に資材置場を借りていますが、今年の 7 月末で賃貸借契約が終了するため、新たに資材置場として借り受けるものです。周辺への悪影響を及ぼす恐れはないため、問題ないと思います。

1 3 番については、すでに 1 0 月 6 日に用悪水路に隣接する農地を転用して利用しているものです。既にきれいに直して利用していました。問題はないと思います。

議 長

1 4 番から 1 6 番、山縣委員。

山縣委員

1 6 番、山縣です。1 4 番から 1 6 番について説明します。これらは、農振除外の案件で、令和 5 年 9 月 1 9 日に私と事務局職員 2 名で現地調査したものです。本年 2 月 1 6 日に事務局職員 2 名で、私は当日都合がつかなかったもので、2 月 2 2 日に現地調査しました。申請地は昨年 9 月の現地調査の時点と全く変わっていませんでした。譲受人が工場用地として農地を取得し、所有権移転するものです。周辺農地等に被害が生じることはないと思われれますので、問題ないと思います。

議 長

1 7 番から 2 0 番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。17番から20番の4件の現地調査は、令和5年9月21日農振除外申請時に調査しております。

まず、17、18、19番は、長年の休耕地であった申請地を太陽光発電施設用地に転用し、新たに活用される案件であり、異議ありません。

そして、20番は、1筆を宅地への進入路、他の1筆は駐車場等への転用で、いずれも休耕地を新たな目的で必要とされる案件で異議ありません。

議 長

21番から36番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。2月20日に事務局職員2名と現地調査しました。

21番は、娘夫婦の農家住宅のために使用貸借する案件で問題ないと思います。

22番から36番について、現地は保全管理され、草刈りもされている状態で、場所は石内バイパスのホームセンター付近で、石内バイパスに面しています。問題ないと思います。

議 長

37番、児玉委員。

児玉委員

19番、児玉です。37番は去る2月20日、事務局職員2名と現地を確認しました。譲渡人は、一昨年父親が亡くなり、農業経験もなく、迷っておられたところ、近所におられる譲受人が資材置場に貸してほしいということで、賃借で貸すことになりました。周りも耕作されている農地がなく、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、4番から8番、14番から18番、22番から36番を除く12件を許可することに決定いたします。

なお、4番から8番、17番及び18番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに、農業委員会会長名で許可することといたします。また、14番から16番は、広島県土砂の適正処理に関する条例の許可を、22番から36番は都市計画法による開発許可を確認し、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに、農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請1件について説明します。それでは、議案の14ページをご覧ください。

本件は、広島国道事務所発注の安芸バイパス建設工事のため、法人Aが一時転用許可を受け賃借していた資材置場用地を、法人B、法人C、法人Dが承継し、同用途で一時転用していますが、追加工事に伴い、前回の終期である令和6年3月31日から同年5月31日まで延長する事業計画変更承認を受けようとするものです。以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。1番は、本年2月16日に事務局職員2名が現地調査されました。私は当日都合がつかなかったため、2月22日に現地調査しました。申請地は、県道瀬野呉線のすぐそばです。安芸バイパス建設工事のため、法人Aが一時転用許可を受け賃借していた資材置場用地を、法人B、法人C、法人Dが承継し、同用途で一時転用していましたが、追加工事に伴い、前回の終期である令和6年3月31日から令和6年5月31日まで延長するものです。問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の審議に入りますが、議案番号の17番は〇〇委員、19番は〇〇委員、127番及び128番は〇〇委員に関する案件です。農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、初めに17番、19番、127番、128番を除く125件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画のうち17番、19番、127番及び128番を除く125件について説明いたします。農家等からの利用権設定の申し出に基づき、広島市が作成した農用地利用集積計画案について、令和6年2月15日付けで、広島市長から農業委員会会長へ審議依頼がありました。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の「市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」という規定によるものです。

それでは、議案の15ページから35ページをご覧ください。農用地利用集積計画の内容は議案のとおりです。利用権設定の新規分として17番及び19番を除く64件、継続分として利用権設定の終期が本年3月31日までとなっている計画の更新が127番、128番を除く60件となっております。なお、新規分のうち議案番号9番を始め、番号に網掛けをしている18件は、広島市農林水産振興センターから転貸を受けていた農用地を、期間満了に伴い、相対又は広島県森林整備・農業振興財団から転貸を受け、耕作を継続するもので、実質的に地権者と利用者の状況は変わらず、耕作状況も変更がない案件のため、新規分ではありますが担当委員の意見については省略させていただきます。

新規分について説明をいたします。1番、2番、8番、18番、28番、29番、33番、35番、51番、52番、54番から56番、61番、65番及び66番は、新規に就農するものです。このうち、8番及び61番は、10a以上の借入地であることの要件に満たない設定ですが、特例基準である「1a以上の借入地」であること、「一定の農業経験を有する者で、広島市長が認める者」であること及び「市のあっせんを伴わず利用権設定を希望する者」であることを安佐北区農林課と佐伯区農林課に確認済みであり、要件を満たすものです。

35番は農事組合法人〇〇の期間満了後に株式会社〇〇が利用権を設定するため、新規就農としていますが、両法人の代表は同一で、利用目的は同じとなっています。

その他は経営規模拡大のため、農地を借り受けるものです。

続いて26ページから34ページの継続分の内容については議案のとおりです。

次に35ページをご覧ください。経営規模拡大のため、農地を取得するものです。所有権移転ですが、農用地利用集積計画により農用地区域内の農地等を所有権移転した場合、譲渡人については譲渡所得に係る所得税算定において800万円の特別控除が受けられ、譲受人については登録免許税の軽減及び不動産取得税の軽減の税制上の特例及び、不動産登記においては、市町村による嘱託登記を受けられる特例があります。農用地利用集積計画により所有権移転を行うためには、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において、利用権設定の適用要件に加え、「農地適正化あっせん基準に適合することとなる者として農業委員会が作成するあっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。」としており、譲受人が認定農業者等であることが要件となっている登録免許税の軽減については、適用されませんが、その他の税制上の特例は適用されます。

上程した125件につきましては、経営面積・農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び広島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想にある利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和6年3月29日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案第5号の17番、19番、127番及び128番を除く125件の説明を終わります。

議 長

議案番号17番、19番、127番、128番を除く125件について、事務局の説明が終わりました。このうち、継続分60件については、引き続き営農活動が行われております。新規及び所有権移転分65件のうち、議案番号に網掛けをしている意見聴取不要案件18件を除く47件について、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、2番、上垣内委員。

上垣内委員

6番、上垣内です。1番、2番とも周囲の環境を含めて問題はないと思います。

議 長

3番から6番、浅元委員。

浅元委員

7番、浅元です。3番から6番まで、2月27日に現地を確認しました。3番、4番はいずれも利用権設定者が高齢となり、耕作困難となったことから、それぞれ近隣の農業者が利用権を設定し、水稻を耕作されるというものです。5番、6番は農地中間管理機構を通して、近隣の活力農業者が借り受け、野菜を耕作されるものです。いずれの農地も適正に管理されており、特に問題はありません。

議 長

7 番、8 番、1 2 9 番、岩重委員。

岩重委員

8 番の岩重です。7 番、8 番、1 2 9 番について説明します。3 月 4 日に現地確認を行いました。どの農地も管理がされており、耕作がすぐにできる状態でした。問題はないと思います。

議 長

1 8 番、2 0 番、2 3 番から 2 7 番、己斐委員。

己斐委員

3 番、己斐です。令和 6 年 2 月 2 3 日に現地調査を行っています。

1 8 番の貸人は、相続で農地を取得しましたが、県外に居住しており、耕作困難なため、近くに住む叔父が耕作するものです。

2 0 番も 1 8 番と同じ貸人で、ご近所の借人が規模拡大のため借り受けて水稻の栽培を行うものです。

2 3 番、2 4 番は長年耕作してこられた方が、高齢により離農することになったため、地権者から中間管理機構が借り受け、それらを活力生の認定農業者に貸し付ける案件です。借人の認定農業者は、葉物野菜及びハウスでの栽培を予定されています。

2 6 番の借人は、米農家ですが、水稻の経営規模拡大のため、賃借権を設定し、遊休農地解消のため、栽培を行う案件です。借人は、私たち営農組合もドローン防除等々にご協力していただいております。

2 7 番は、借人が自宅前の 2 5 4 m²の現況畑のうちの 6 6 m²を地主から借りられ、自家野菜を作付けする案件です。

いずれの農用地利用集積計画につきましても、問題はございません。

議 長

2 8 番から 3 1 番、下谷委員。

下谷委員

9 番、下谷です。2 8 番、2 9 番について、3 月 4 日現地確認をしました。管理されている土地でいずれも問題ないと思います。3 0 番、3 1 番の案件について、青年等就農計画認定者の申請人が、中間管理機構を通して借りて、キュウリ、トマトなどを栽培するもので特に問題ないと思います。

議 長

3 2 番、沼田委員。

沼田委員

現地を確認しました。きれいに整備されており、問題ないと思います。

議 長

33番、34番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。33番、34番とも、2月22日に現地を確認しております。以前の借人が、いずれも高齢のため、耕作できなくなったということで、隣接する農地を耕作されている借人に利用権設定するものです。

議 長

35番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。本日午前中に調査に行ってきました。借人の法人の代表取締役が、同じく代表を務める別の法人から引き継ぐもので、利用目的、現況は変わらないので、問題はないと思います。

議 長

44番、45番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。44番、45番については、2月22日に現地調査し、休耕地となっていました。利用権を設定する方は、高齢のため耕作が困難となり、広島県森林整備・農業振興財団を通して、青年等就農計画認定者の〇〇さんに使用貸借権を設定し、貸し付けるものです。期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間となっており、野菜を栽培する計画です。問題はありません。

議 長

46番から62番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。46番から62番の17件、30筆ですが、去る2月24日現地の管理状況など確認しました。それらは基盤整備地や狭小農地もありましたが、どれも管理がとても良く、すぐに利用目的に沿う耕作が開始できる状態でした。46番から50番と53番、57番、62番の利用権を受ける2人の方は、和牛繁殖農家であり、飼料作物の生産規模拡大です。

また、53番を除く51番から56番は、生産販売コースの研修を受けた新

規就農する青年であり、野菜を栽培されます。

５８番から６０番は水稻の規模拡大です。

最後に６１番ですが、基盤整備地内の一部２２４㎡で野菜作りをするものです。

以上１７件、いずれも利用目的が明確であり、農用地利用集積計画に沿うもので、問題ありません。

議 長

６３番から６６番、奥田委員。

奥田委員

１８番、奥田です。６３番から６６番ですが、２月２５日に現地を見てきました。いずれも、牛ふん、もみ殻等で土づくりをされており、きれいに農地を耕しておられました。新規就農の方ですが問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので議案第５号の議案番号１７番、１９番、１２７番、１２８番を除く１２５件について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

続いて、議案番号１７番に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第５号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号１７番について説明いたします。議案の１７ページをご覧ください。

本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の

備えるべき要件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和6年3月29日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案第5号の議案番号17番の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。
17番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。17番は、〇〇委員の経営規模拡大の案件で、3筆借りられますが、現地を確認したところ、1筆はきれいに耕してあり、2筆は休耕状態でした。水稻栽培を行うものです。〇〇委員は遊休農地解消のため、積極的に農地を借り受けられ、水稻や小豆の栽培にも精力的に取り組んでいただいております。これについて問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第5号の17番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

〇〇委員の着席をお願いします。

(事務局が〇〇委員を呼びに行き、入室・着席)

議 長

〇〇委員、議案第5号の議案番号17番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続いて、議案番号19番に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号19番について説明いたします。議案の18ページをご覧ください。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和6年3月29日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案第5号の議案番号19番の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

19番、岩重委員。

岩重委員

8番、岩重です。19番について説明します。3月4日に現地を確認しました。農地は管理がされ、耕作がすぐできる状態でしたので、19番については問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、議案第5号の19番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

〇〇委員の着席をお願いします。

（事務局が〇〇委員を呼びに行き、入室・着席）

議 長

〇〇委員、議案第5号の19番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続いて、議案番号１２７番、１２８番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第５号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号１２７番、１２８番について説明いたします。議案の３４ページをご覧ください。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和６年３月２９日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案第５号の議案番号１２７番、１２８番の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。この案件は、継続分であり、引き続き営農活動が行われていますので、担当委員の意見は省略することとします。

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第５号の１２７番、１２８番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

〇〇委員の着席をお願いします。

(事務局が〇〇委員を呼びに行き、入室・着席)

議 長

〇〇委員、議案第５号の議案番号１２７番、１２８番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第６号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に係る意見聴取の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第 6 号、農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取の 2 件について説明します。議案の 36 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案は、中間管理機構が中間管理権を取得した農用地を借受希望者に転貸するためのものであり、農業委員会は令和 6 年 2 月 1 日付けで広島市長からこの案に対する意見を求められております。本件は前耕作者の離農に伴い、中間管理機構が地権者から議案番号 1 番は令和 13 年 3 月 31 日まで、議案番号 2 番は令和 12 年 3 月 31 日まで借り受けている利用集積による賃貸借契約は解除せず、申請者が経営規模拡大のため、新規に中間管理機構と賃貸借契約を設定するものです。本案件が承認されますと、広島市長が令和 6 年 3 月上旬に中間管理機構へ利用集積等促進計画を提出する予定としています。なお、中間管理機構では、農用地利用集積等促進計画案について県知事に認可申請をすることとなり、県知事は農用地利用配分計画を認可した場合には、その旨を公告することとなっています。以上で議案第 6 号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1 番、2 番、谷口委員。

谷口委員

13 番、谷口です。1 番、2 番は、8 年前に安佐町〇〇地区に活力生が新規就農しましたが、離農することになり、1 番は活力生の□□さんが、2 番は活力生の△△さんが、中間管理機構から借り受けるものです。どちらの農地もきれいに管理されており、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、異議なしと市長に回答することとしてよいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、そのように決定いたします。

続きまして、議案第 7 号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について 6 件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第 7 号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和 6 年 2 月 19 日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3 点あります。第 1 点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第 2 点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第 3 点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

それでは、議案の 37 ページと 38 ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については 39 ページから 73 ページをご覧ください。

1 番の申請者は、現在、広島菜、トマト等の生産を行っています。今後は、広島菜、エダマメ、ミズナの作付面積を増加させ、生産量及び売上アップを図ります。また、肥料・資材費等の見直しを行い、価格高騰による経費率の上昇を抑えることにより、年間労働時間 2,000 時間、年間所得 521 万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

2 番の申請者は、現在、コマツナ、ハウレンソウの生産を行っています。今後は、除草剤の適正使用によりハウス内の雑草対策に取り組みます。また、灌水装置の破損やずれを修繕し、灌水状況の改善に努め収穫量の増加を図ることにより、年間労働時間 2,000 時間、年間所得 500 万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

3 番の申請者は、現在、ハウレンソウを中心に、ミズナ、シュンギク等の施設栽培を行っています。今後は、ビニールハウスの増設を行い、ハウレンソウとシュンギクの作付面積を増やすことで、所得の増大を目指します。また、夏場の所得増大のため、新規品目として青ネギ栽培に取り組むことにより、年間労働時間 2,000 時間、年間所得 645 万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

4 番の申請者は、現在、コマツナ、シュンギクの施設栽培を行っています。

今後は、コマツナにおいて、夏季の耐暑性が高い品種や冬季の耐寒性があり生育速度が早い品種を比較検討し、優良品種の導入によって生産性の向上を図ることにより、年間労働時間 1,950 時間、年間所得 510 万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

5 番の申請者は、現在、コマツナ、シュンギク等の施設栽培を行っていま

す。今後は、農業指導機関からの指導を受け栽培技術や品質の向上を図ります。循環扇を導入し、ハウス内の生育環境の改善を図ります。また、顧客の要望が高いサラダ野菜の作付を増やすとともに、サトイモとオクラの露地栽培を始めることにより、年間労働時間 2,000 時間、年間所得 514 万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

6 番の申請者は、現在、コマツナ、ホウレンソウ等の施設栽培を行っています。今後は、生産条件の向上や栽培技術の研究を進め、生産効率と品質の向上に努めます。また、病虫害対策の再点検により無農薬栽培の取組を本格化させることにより、年間労働時間 2,000 時間、年間所得 530 万円を目指す計画を立て、申請をするものです。以上で議案第 7 号の説明を終わります。

議 長

議案第 7 号について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。

1 番、武内推進委員。

武内推進委員

安佐南区安古市、佐東地区を担当しております農地利用最適化推進委員の武内です。本日はよろしくお願いします。

1 番の申請者についてです。3 月 2 日の午後に溝口農業委員とともに、申請者を訪問し、お話を伺いました。

申請者は、45 歳の時に専業農家として就農され、その当時認定農業者にもなられました。かれこれ 25 年が経つということです。経営形態は、施設と露地の複合経営で、露地栽培もかなりの面積を耕作されています。夏場は、トマト、ナス、エダマメ、冬場は広島菜、ホウレンソウ、キャベツと多彩な作物を手掛けられています。出荷は、広島菜を J A や〇〇、その他の野菜を△△に出荷されています。今後は、息子さんの手も借りながら、ほ場の回転率を上げ、エダマメなどの生産量を増やし、収益向上につなげていきたいということでした。また、地元の出荷組合の勉強会にも積極的に参加され、中心的なメンバーとして活躍されています。この農業経営改善計画の更新について問題はありません。

議 長

武内推進委員からご意見をいただきました。溝口委員からも、この他ご意見があればお願いします。

溝口委員

5 番の溝口です。申請者は、佐藤委員さんもよくご存知のように、我らの盟友でありまして、性格的にも良い方で、問題ないと思います。

議 長

2 番、3 番、野稲推進委員。

野稲推進委員

安佐南区沼田地区を担当しております農地利用最適化推進委員の野稲です。本日はよろしくお願い致します。

まず、2 番の申請者についてです。2 月 2 9 日に浅元委員とともに申請者のお話を伺いました。申請者は、ひろしま活力農業研修 1 0 期生で今年 1 8 年目を迎えられます。現在は、ハウス 2 4 棟と露地 3 4 a でコマツナを中心とした軟弱野菜の生産を行っています。奥さんと共に経営はされていますが、パート雇用は 4 名で人手不足もあり、ハウスの回転は年 5、6 回で面積の割には生産量が少ないと感じておられます。また、管理不足の傾向になっており、できた生産物の歩留まりも悪く、ハウス自体も灌水設備の劣化等もあり、色々と見直しの時期に来ていると語られていました。またシンプルな生産農家としてやられており、ご自身では営業しておらず、市場価格が上がらない事もあり、資材高騰が経営に影響しているということでした。就農当時に考えていた計算とは合わない現状になっていると話されていました。ただし、現状のままで良いとは全く考えておらず、新たに露地のほ場を借りられ、今年から小豆の栽培に取り組む予定にしており、それも含めて売り上げの軸になる品目を見つけていきたいということでした。また、来年一部のハウスのリースが終了するので、栽培管理を補助してくれる人を雇用するなどの資金の有効活用も検討しており、今後も前向きに取り組んでいきたいということでした。地元としても、応援しており、今回の経営改善計画の更新については問題ないと思います。

続いて 3 番の申請者です。同じく 2 月 2 9 日、浅元委員と伺って参りました。この方も、ひろしま活力農業 1 0 期生で 1 8 年目を迎えています。現在は、ハウス 1 3 棟でホウレンソウを中心に水菜、春菊等の軟弱野菜の施設栽培を行っています。市場出荷が主ですが、その他パン屋、直売所へのお荷もされています。労働力は奥さんとパート 5 名を雇用されておられますが、販売単価が上がらない中で最低賃金の引き上げもあり、人件費も増加し、厳しい状況だということでした。こだわりを持って、有機肥料で栽培をされていましたが、肥料価格高騰に伴って、化成肥料に切り替えざるを得なくなり、エコファーマーも取得していましたが、それも外れてしまったということでした。また、近年の夏の暑さでは作物ができにくくなっており、特に 7 月～9 月は出荷できても、少量になってしまっているということです。しかしながら、冬から春にかけてのホウレンソウでは利益が出せているので、ハウスの増設も既に決まっており、夏の分をその時期の販売でカバーしていきたいということでした。また、暑い時期の対策として、今年から青ネギ栽培に取り組まれる予定であり、先般も省エネ機器導入支援事業を活用して既に青ネギ関連の機械も購入済みだということでした。不安も多々ありますが、徐々に規模拡大もできており、試行錯誤し

ながら今後も前向きに取り組んでいきたいというお話を伺って参りました。2番の申請者同様に3番の申請者の農業経営改善計画の更新に問題はないと思います。

議 長

野稻推進委員からご意見をいただきました。浅元委員からも、この他ご意見があればお願いします。

浅元委員

7番の浅元です。2番、3番いずれも市の活力農業研修生の10期生ということで、沼田地区で隣同士、18年目を迎えるということで前向きに取り組んで活動しておられます。それぞれ計画では、効率化、省力化等を計画に盛り込んで、意欲を持っています。引き続き活躍されることを期待しているところです。計画には全く問題はありません。

議 長

4番、5番、佐々木推進委員。

佐々木推進委員

安佐北区白木地区を担当しております農地利用最適化推進委員の佐々木です。本日はよろしくお願い致します。4番、5番の申請者について、2月26日に岩重農業委員とともに訪問し、お話を伺いました。

4番の申請者は、2001年に就農し、今年で23年目となります。経営形態は、施設野菜、コマツナ、シュンギクを栽培されています。パソコンを利用して分析を行い、経費の削減を図っています。出荷先としては、JA、〇〇です。現在抱えている問題とその対処方法としましては、生育や作業性がよい品種を取り入れ、生産性の向上を図ることと、省エネ機器を導入し省力化を図り、人件費の削減につなげたいとのことでした。経営規模拡大については、現状維持ということでした。地元としても応援しており、農業経営改善計画の更新については、問題ないと思います。

次に、5番目の申請者の就農は、2002年で、22年目となります。複式簿記に取り組み、経営分析を行い、経営管理を行っています。出荷先は、レストラン等への直接販売を継続し、JA、東部市場等へ出荷しています。抱えている問題や対処方法は、機械導入をされており、作業効率化、労働時間効率化、露地栽培もされており、サトイモ、オクラを新たに作付けるということです。規模拡大については、現状維持です。地元としても応援しており、農業経営改善計画の更新については、問題ないと思います。

議 長

佐々木推進委員からご意見をいただきました。岩重委員からも、この他ご意見があればお願いします。

岩重委員

8番、岩重です。4番の申請人につきましては、これまでも白木地区の農業に貢献され、現在は〇〇の会長をされています。大変頼りになる方で、地域としても応援しており、この申請は問題ないと思います。

5番の申請人につきましては、就農された2001年から現在まで白木地区で農業を続けてこられ、これからもこの地区で農業をしていきたいとお話されました。私たち地域としてもとても嬉しく思い、これからも応援していきたいと思います。この申請は問題ないと思います。

議 長

6番、世羅推進委員。

世羅推進委員

推進委員の世羅です。よろしくお願いします。申請者の所に、2月25日に己斐農業委員と行き、お話を伺いました。申請者は、28年前からハウス15棟40a、しかも無農薬で栽培されており、パート2名とご本人の計3名でやっておられます。コマツナ、ミズナ、ホウレンソウ、シュンギクを栽培し、出荷先としてJAや個人に販売されています。抱えている問題としては、販売ルートの拡大と、もう1点はJAS規格の表示、無農薬という表示ができないという課題があります。無農薬栽培をしても価格に反映されないことが難点だそうです。規模の拡大については、今現在は考えていないということです。新たな取り組みとしては、完全自然栽培に取り組んでおり、今ハウス1棟で試験的に行っています。地元としても、応援しており、農業経営改善計画の更新については、何ら問題ないと思います。

議 長

世羅推進委員からご意見をいただきました。己斐委員からも、この他ご意見があればお願いします。

己斐委員

3番の己斐です。お伺いした時には、雇用の確保のことを言っておられました。白木地区も高齢化で雇用がなかなか難しいようで、それで少し悩んでおられたようですし、また、最近賃金が上昇しており、人件費は大変な状況であるということでした。申請者の農業経営改善計画につきましては、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、6件を意見なしと市長に回答することに決定します。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第5号の専決処理について、78件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第5号までの専決処理について説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、74ページから76ページの18件及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、77ページから83ページの36件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、84ページの4件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、85ページ、86ページの15件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、87ページの5件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。以上で報告第1号から第5号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第5号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5のその他事項に入ります。議案第8号、再弁明書の提出について上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（西村主事）

議案第8号、再弁明書の提出について説明します。別冊の「議案第8号、再弁明書の提出についての5ページをご覧ください。審査請求人から反論書が提出されたことを受け、広島県審理員から令和6年1月17日付けで令和6年3月15日までに再弁明を提出するよう求められています。このことについて、別冊の1ページから4ページのとおり再弁明書の案を作成しています。再弁明書の提出について、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で再弁明書の正本、副本を審理員へ提出することとなります。以上で議案第8号、再弁明書の提出について説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

（委員：意見なし）

議 長

それでは、再弁明書の提出については、この内容としてよいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

それでは、この再弁明書を審査庁へ提出することとします。

続きまして、令和6年度農業委員会活動計画案について、事務局から説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

配付資料1、1ページをご覧ください。令和6年度農業委員会活動計画案についての説明です。農業委員会活動計画については、毎年見直しを行っています。令和5年度では、法律の改正に伴い、地域計画の策定及びタブレットの活用に関する事項が盛り込まれました。令和6年度については、農林水産振興センターによる農業研修の内容に変更があったことから、文言の変更を行っています。昨年度からの変更点については、下線で示しています。参考に、2ページに令和5年度の農業委員会活動計画を添付しています。以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですので、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、原案のとおり決定いたします。この活動計画については、3月の地区協議会で推進委員にも説明します。

続きまして、市長と農業者との懇談会の開催結果についてです。報告を己斐職務代理者をお願いしたいと思います。それでは己斐職務代理者お願いいたします。

己斐職務代理者

市長と農業者との懇談会の開催結果についてお知らせいたします。

先日、2月6日に市長と農業者との懇談会がJA広島市の本店で開催されました。農業委員と推進委員38名が出席しております。今回のテーマは、農業で輝くひと、持続可能な農業の実現ということで、4名の方に発表していただきました。

最初は、安佐南区高取の推進委員の武内さんでした。武内さんは、ミズナ、ダイコン菜、シロナなど葉物野菜の周年栽培を家族経営でやっておられます。安全・安心な農産物を安定的に提供することを心掛け、主に市場とJA全農直販へ出荷されています。まさしく都市近郊農業の典型と言えらると思います。推進委員として活動する中、市街化区域内でも日常の管理がなされず荒廃する農地が増えつつある現状を見ると、地域における農業の将来に危機感を感じているとおっしゃっておられました。

続いて、安佐北区白木町の農業委員の岩重さん。岩重さんは、13haという規模で水稻、小豆などを栽培されています。小豆は水稻の繁忙期と被らず、省力化が図られる作物であり、令和2年度にJA広島市による小豆プロジェクトの立ち上げで、遊休水田を活用した小豆の栽培を始められました。収穫した小豆は、フードフェスティバルや地域イベントで、また、広島県菓子工業組合などとのコラボで、もみじ饅頭などの加工品としても販売されています。今後の白木地区の持続可能な農業を実現するうえで、遊休農地の拡大を解消していくことが、重要な課題であると認識されており、生産者・地域・JA・行政などが同じ問題意識を共有して取り組む方法を考えていきたいとお話しされていました。

次に、安芸区阿戸町の永木さん。令和4年に、ひろしま活力農業経営者育成事業により就農し、阿戸町に移住された方で、葉物野菜を中心に栽培されてい

ます。現在は、栽培管理にもある程度慣れ、出荷も安定してきたそうです。消防団や町内会などの地域活動にも積極的に参加されています。今後は、効率的かつ安定的な経営環境の整備に努め、耕作放棄地の有効活用を視野に入れ、阿戸町の活性化に貢献していきたいと語られていました。

最後に、佐伯区湯来町の植田さん。砂谷酪農部会の会長として湯来町の酪農を盛り上げています。安心でおいしい牛乳を消費者へ届けるため、良い土地にできた牧草で良い牛を育て、地元で生産された生乳を地域内で加工し販売する「地産地消型」の酪農を行われています。4戸の酪農家で共同の牧草地を管理され、国産の自給飼料の増産に励んでいます。そういった面からも、消費者が安心できる乳製品を安定して供給しようという意気込みを強く感じました。

以上の4名の発表を受けて、市長からは「持続可能な農業の実現に向けて、農業をやりたい人に対して、地域共助の取組で支援するシステムを構築し、市としてその取組を支援していきたい」などのコメントをいただきました。以上、報告いたします。

議 長

ご報告ありがとうございました。それでは、ご意見ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですので、市長と農業者との懇談会の開催結果を終了します。

続きまして、広島市認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会の開催結果についてです。報告を鍛冶山職務代理者をお願いしたいと思います。それでは鍛冶山職務代理者お願いいたします。

鍛冶山職務代理者

2月22日、認定農業者協議会総会と研修会の後、午後3時45分から認定農業者との意見交換会を行いました。認定農業者と認定新規就農者が25名出席されました。農業委員、農地利用最適化推進委員から合計30名が出席されました。出席された農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様お疲れ様でした。

まず、8名ずつ、6班に分かれて、認定農業者と認定新規就農者から農業経営における課題や意見を伺いました。その後、各班からの発表、認定農業者協議会の溝口副会長の講評という流れで実施しました。各班での意見交換の要旨について紹介します。A班では、雇用人員の確保ができない。鳥獣害問題があり、後継者がいない要因といえる。次の世代につなげるためには行政側にも問題がある。天候不順への対応が難しい。B班では、肥料価格が高騰する割に、農産物の販売価格に反映されていない。有害鳥獣対策のための防除施設の補助金では実態に合った柔軟な対応が必要。活力生など若者の就農で、ハウスの施設整備の前に、鳥獣対策の支援も必要。今後、生産コストを明確にして販売先に交渉する必要がある、そういう場を公共施設が運営し

てほしい。C班では、農産物の価格が上がらない。市場以外の販路として、スーパーやバイヤーに働きかけたいが、見つからない。資材価格の高騰への対応が困難。人材の確保が難しく、若い人も短期間でやめることが多い。D班では、農業継続の難しさを感じる。この20年間で、時給は600円から1,000円にアップしたが、市場価格は上がっていない。高齢化による離農が目立つ。農業は儲からないので、子供に勧められない。地域計画を立てても、将来どうなるかわからない。E班では、省エネ機器等導入や資材等価格高騰に対する支援事業は助かったが、人件費の助成はできないものか。地域計画策定の中に、農家も入って進めたらよいと思う。市への要望として、農業に特化したひろしまLMOを創設してもらいたい。F班では、川内では宅地化が進んだことにより、日照不足で生育に支障が出るし、農薬散布が難しい。沼田の法人では、法面が多いうえ、高齢化が進んでいる。HACCPの関係で加工品販売が年々難しくなっている。省エネ機器等導入支援事業で、機械などが更新できてよかった。安佐町ではサルとシカの被害が深刻である。大町にある直売所が可部あたりにもできたらいい。安佐町に活力農業生が就農するとありがたいが、その地区だけでなく安佐町全体が活気づくように市全体で考えてもらいたいといった色々な意見が出て、大変有効な意見交換であったと思います。以上、報告を終わります。

議 長

ご報告ありがとうございました。それでは、ご意見ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですので、広島市認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会の開催結果について終了します。

それでは引き続き、事務局からその他の報告をお願いします。

事務局（小路次長）

それでは、資料19ページ、資料4をご覧ください。令和6年第1回広島市議会定例会の2月19日の本会議での一般質問で、佐伯区の藤本議員から、農業振興について質問がありましたので、その要旨をご報告します。

まず、「本市として、今後、どのように農業振興を図っていくのか。」については、「本市では、担い手の育成・支援、農地の利活用、販路の拡大という三つの施策の柱を中心に、本市のまちづくりと連動させながら、ハード・ソフト両面の支援施策を総合的に展開しているところであり、中でも、農地を持続的に耕作する担い手の育成が最も重要であることから、認定農業者等が、物価高騰等の中においても所得を確保でき、農業を業として継続できるよう支援し、就農人口を保つ必要があると考えています。こうした考え方の下、新規就農者の育成・確保、支援に努めているところであり、新たに、“ひろしま活力農業” 経営者育成事業において、ビニールハウス等のリース期間の見直しによる初期投資の負担軽減や、市場価格の変動の影響を受けることなく安

定した販路を確保・拡大するためのモデル事業を来年度から実施したいと考えています。本市としては、国との適切な役割分担の下、農業者への伴走支援を行う基礎自治体として、総合的な農業振興施策を着実に実施することにより、これから先も中山間地域等で安心して営農が継続でき、農地が活用され、市民に新鮮で安全・安心な農産物を供給し続けられるまちづくりにしっかりと取り組んでまいります。」と市長の答弁がありました。

次に、「食料自給率に対する本市の考え方はどうか。」については、「本市域では、葉物野菜が主要な農産物となっています。葉物野菜は重量当たりのカロリーが低いことから、本市の食料自給率は、カロリーベースで計算すると、現時点で約2%に留まっています。国が「食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることにより確保する必要がある」という考え方を堅持した上で、不測の事態が発生する前段階からの食料の確保に向けた対策を検討している中で、本市としましては、総合的な農業振興施策を実施することで、農業を業として継続でき、就農人口を育てるよう努めているところです。」と経済観光局長が答弁しました。報告は以上です。

事務局（小林主任技師）

令和7年度広島市農政に関する意見書についてです。資料5、20ページをご覧ください。令和7年度広島市農政に関する意見書で、1番の意見書作成の方針については、農地等の利用の最適化推進、①遊休農地の解消、②担い手への農地利用集積、③新規参入の促進施策の改善等についての具体的な意見といたします。2の意見書作成の進め方については、農業委員・農地利用最適化推進委員から意見を求めることとし、来週からの地区協議会において、意見の提出依頼をする予定です。3のスケジュールについては、意見書提出依頼をし、5月の地区協議会でもその確認をし、6月総会で項目整理、7月総会でたたき台、8月総会で意見書の素案、9月総会で意見書の最終決定を行う予定としております。また、今回も必要に応じて意見書検討班のような形で、総会終了後に話し合いの時間を設けることを検討しています。令和7年度広島市農政に関する具体的な意見等ございましたら、4月5日までに21ページの様式で郵送、FAX、インターネット等で事務局へご提出いただきますようお願いいたします。以上で、令和7年度広島市農政に関する意見書についての説明を終わります。

事務局（山崎主事）

続きまして、22ページの第6回地区協議会開催日程案についてです。下の表のとおり、3月11日から3月25日までの間で各地区で予定しております。開催時間・場所等ご確認いただければと思います。

続きまして、23ページの3月の現地調査日程についてです。今月の許可案件の受付締切日は3月15日金曜日です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、15日の夕方に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、18日月曜日の午前は旧市、午後は安芸区、19日火曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、21日木曜日の午前は安佐南区、午後は佐

伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

佐藤委員

市議会の報告のところにもあって、認定農業者の再認定のところでも気になったのですが、農業所得が非常に低い状態の方がたくさんいらっしゃいます。現に安佐町では、活力生の方が離農するというような状況もあったりした中で、今回の農政に関する意見書は、3項目に絞ってあるのですが、これ以外は考えていないというか、これだけで今年はやっていくのですか。言いたいのは、特に19ページの最後のところ、経済観光局長が言われた「農業を業として継続できるよう支援し、就農人口を保つ必要があると考えています。」とあるのですが、実際にはこんなものではない状況が現場ではあるわけです。そのことを強く訴えていかないと、本当に考えてもらっているのかなということになるので、ぜひ考えてもらって、意見書の中でどこかに反映する部分を考えてほしいなと思います。

議 長

これは今から意見書を出すので、意見を出すと良いと思います。

佐藤委員

出しても良いのですか。今年はこの3つに絞ってあるのかなと思って。

議 長

それは関係ないと思います。自分の意見があれば出していただいていいと思います。それを検討会で相談して決定したいと思います。

佐藤委員

はい。分かりました。ありがとうございます。

議 長

その他ございますか。

船木委員

私も意見書に関してですが、何年か前までは広島県に対しても意見書が出せるようになっていたと思うのですが。これがなくなったのは、何か理由があるのですか。市にも言いたいけど、県にも言いたいし、国にも行って行きたいことがあるので。

議 長

私の記憶では、県への意見書は覚えがないのですが。事務局ありましたか。

船木委員

県に対しても出した気がするのですが。

事務局（平木主幹）

税制改正等そのようなことでは、農業会議から依頼が来ていたのですが、最近、ここ2年くらいはありませんが、そのことでしょうか。それは確認しておきます。

議 長

事務局はもう一度確認してみてください。その他、ご意見、ご質問等はございますか。

（委員：意見なし）

議 長

ないようですので、終了します。次回の総会は、令和6年4月5日金曜日午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

皆さん、長時間ご審議いただき、お疲れ様でした。大畦局長には、本当に長い間お疲れ様でした。第2の人生ますますご活躍されることをお祈りいたします。今日は皆さん、お疲れ様でした。